

令和5年度「鳥取ラーメン食べくらべフェスタ」出店要領

第1 目的

この出店要領は、鳥取県商工労働部兼農林水産部食パラダイス推進課（以下「鳥取県」という。）が主催する令和5年度鳥取ラーメン食べくらべフェスタ（以下「フェスタ」という。）の出店に係る必要な事項を定める。

第2 出店料、備品について

1 出店料

フェスタに係る出店料は無料とする。

2 備品等

(1) テント(必需備品)

ア テント（横幕、重石を含む一式）は、会場の迅速な設営、歩行者の安全確保及び保安警備等のため、主催者が指定する業者（以下「指定業者」という。）に依頼し、一括して設置及び撤去等を行う。

イ テント横幕及び倒壊防止用重石については、実演販売等の調理行為を行う場合に食品衛生管理のためテント三方に横幕を付ける必要（粉塵混入防止）があり、また盗難等防止及び夜間警備の観点から、テントに一式を含めている。

ウ 出店者は主催者が準備するテントを必ず利用して出店するものとし、1出店者につき1テントとする。テントの大きさについては主催者側に一任する。なお、原則としてテントの持ち込みは認めない。

(2) その他の備品等

ア テーブル（1出店者につき3台）、消火器（1出店者につき1台）、ゴトクコンロ（1出店者につき2台）、作業台（1出店者につき1台）、発電機、冷蔵庫、ドラムコードについては、様式第3号の申込内容に応じて主催者が手配する。

イ ア以外の主催者が手配することが困難な備品等については、出店者が手配する。

(3) レンタル料

上記（1）及び（2）アに係る費用は不要とする。

第3 出店申込について

1 出店申込の提出先について

フェスタに出店を申し込む場合は、令和5年9月21日（木）午後5時までにその旨を以下の出店の申込、問い合わせ先に申し込むこと。

2 出店の申込、問い合わせ先

鳥取ラーメン食べくらべフェスタ事務局（以下、「事務局」という。）

（鳥取県商工労働部兼農林水産部食パラダイス推進課内 担当：高橋、福山）

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

電話：0858-26-7835 FAX：0857-21-0609

E-mail：shoku-paradise@pref.tottori.lg.jp

第4 出店のために必要な手続き

出店者は令和5年9月26日（火）までに、次の書類を事務局に提出すること（必着）。

様式第1号 「令和5年度鳥取ラーメン食べくらべフェスタ」出店申込書

様式第2号 「令和5年度鳥取ラーメン食べくらべフェスタ」会場での調理等に係る届出書

様式第3号 「令和5年度鳥取ラーメン食べくらべフェスタ」における備品、電気、ガス及び給水・排水施設等の使用申込書

様式第4号 暴力団排除のための出店者リスト

申込書等の作成にあたっては、下記の点について留意すること。

1 会場で調理を行ったものの実演販売等を行う場合（「営業類似行為届」関係）

- (1) 実演販売を行う場合は、品目ごとに鳥取県西部総合事務所生活環境局の許可を得る必要があり、その手続は事務局が申込書等に基づいて一括して行う。
- (2) 上記（1）の手続きに必要な内容について、実演販売等を行う出店者は、様式第2号の申込書にその内容を明確に記入すること。
- (3) 開催期間中、所管の生活環境局担当者が会場を巡回して、申込書の内容を確認することがある。

2 火気器具等を使用する場合（「露店等の開設届出書」関係）

- (1) ガスコンロ、発電機などの火気器具等を使用する場合は、所管の米子消防署への届け出及び出店者毎に業務用消火器（水バケツ、エアゾール式簡易消火器具、住宅用消火器は不可）の設置が義務づけられている。
- (2) 火災予防条例に定められた届出書は、事務局が米子消防署に一括して届け出を行うので、火気器具等を使用する出店者は、様式第2号の申込書のテント平面図に、具体的な火気器具等（テント外に設置するガスコンロ、発電機等の火気器具等を含む）の配置及び業務用消火器の設置場所を必ず記入すること。

3 電気を使用する場合

- (1) 電気を使用する出店者は、冷蔵庫等、電気を使用する全ての機器について、様式第3号の使用申込書に必要事項を記入すること。なお、使用する電気器具は、漏電ブレーカーが付いているものに限る。
- (2) 電気使用について、会場全体の電気供給可能量を勘案して調整する場合がある。
- (3) 電気等の使用申込書の提出後に、電気機器の使用台数、種類を変更する場合は、必ず事務局に報告すること。事務局が把握していない電気機器を当日使用した場合は、電気使用に影響があるため、使用を中止させることがある。
- (4) 発電機について、電気使用の予約状況及び会場設営等を考慮して、電気設備・機械の設営費及び使用料等の経費の低減が見込まれる場合は、主催者が予め使用許可を受け共用使用できる周辺施設の既設電気回線の使用に変更する場合がある。

4 プロパンガスを使用する場合

ガスコンロを使用する出店者のうち、プロパンガスのボンベ、調整器（1口）、コンロ等を借り受けて使用する場合は、ガス器具の使用台数等を様式第3号の使用申込書に必要事項を記入すること。

5 給水・排水施設を使用する場合

- (1) 給水・排水は供用施設で行うこと。
- (2) 給水・排水施設の使用を希望する出店者は、様式第3号の使用申込書に使用・未使用の別、使用時の使用予想水量（概ね10リットル単位）等の必要事項を記入すること。

6 主催者が手配する必要な備品を借り受ける場合

別紙の備品を借り受ける出店者は、様式第3号の使用申込書に必要事項を記入すること。

第5 会場のコマ配置

出店者のコマ配置は、事務局がコマ、電気、給水・排水施設等の使用申込み等の内容を考慮して決定し、配置図を作成の上、出店者に通知する。なお、出店者の希望は、一切受け付けない。

第6 出店者の辞退及び取消等

1 出店者の辞退

- (1) 出店者の決定後に、やむを得ない事情等の発生により出店を辞退する者（以下「出店辞退者」という。）は、様式第5号の出店辞退届出書を、速やかに事務局に提出すること。
- (2) 事務局は、届け出の内容を審査し、やむを得ないと認めた場合は届出書を受理する。

2 出店者の取消し

出店者の決定後、申込内容の虚偽、法令違反等の不適切な行為が判明した場合、事務局は出店者の決定を取り消すことができる。

第7 出店物品等の搬入・搬出時間、積み下ろし及び駐車

- (1) 搬入・搬出時間、積み下ろし場所、出店者専用駐車場等は、事務局が別に定め出店者に通知する。
- (2) 搬入・搬出時間については、出店申込状況・場所等により出店者毎に詳細な時間割を定めることがある。

第8 出店者の設営及び装飾等

1 コマの設営

主催者が用意できない特殊な冷蔵庫、販売台及び宣伝に必要な物品類は、出店者が各自で準備・設営すること。

2 コマの装飾等

- (1) コマの装飾等は、出店者の負担において工夫を凝らし、出店者の独自色のある装飾を行うこと。
- (2) 販売宣伝のための法被、のぼり、買物袋、包装紙等は出店者が準備すること。また、各出店者で特色を持たせるため、独自のものを使用することが望ましい。

第9 販売に係る遵守事項

1 販売管理

販売人の配置、金銭の出納、売れ残ったものの処理等は、出店者の責任で行うこと。

2 各種表示等

出店者は、販売価格を明確に表示するとともに、出来る限り消費税の取扱いは内税方式とすること。

第10 火災予防、汚れ・破損の防止等

1 火災予防対策

- (1) 出店者が、ガスコンロ、発電機などの火気器具等を使用する場合は、火災予防条例に従って業務用消火器を出店場所に必ず設置するなど、火災予防に努めること。
- (2) 米子消防署が、開催期間中に火災予防の状況を現地確認することがあるので、個別の指導等があれば従わなければならない。

2 施設・備品等の汚れ・破損の防止対策

- (1) フェスタの会場は日常的に一般の利用が多い公共施設のため、油、食べ物等のシミ・汚れ、および備品・施設等破損の防止対策について徹底しなければならない。
- (2) 火気器具等を使用して調理行為を行う場合、油や煤等の飛散が予想される区域の地面やレンタル備品等に汚れが付かないよう、ボール、ビニールシートで覆うこと。
- (3) 特に高温になるガスコンロ等の火気器具については、火気器具を設置する机上や床面等の焦げや破損がないように、断熱資材による処置を確実にすること。
- (4) 万一、汚れた場合は、油や煤等の汚れを出店者の責任で取り除くこと。

3 清掃・損害に係る実費負担

万一、施設・備品等の汚れの取り残しや破損等が生じ、施設管理者及び指定業者から、清掃及び修復等に必要な実費相当額の請求があった場合は、原因者の出店者が全額負担しなければならない。

第11 給水・排水施設の使用

1 使用時の注意事項

- (1) 排水口及び会場の側溝等には、ラーメンのスープや麺の茹で汁等、油類、粘性の強い液体及び汚れが酷い汚水等は、絶対に流さず、会場に設置する専用のポリバケツに廃棄すること（ポリバケツは主催者が用意し、回収する）。
- (2) 出店者が、食材・調理器具類の洗浄、洗浄で使用した汚水等の排水などを指定した給水・排水施設で行う場合は、ゴミ、残飯などの固形物をザルなどで取り除いて、汚水のみを排水口に流すこと。
- (3) 上記(2)の固形物は、排出した各出店者が持ち帰ること。

2 洗い物、汚水の低減

給水・排水施設の使用について、指定場所での共用使用に限定され、かつ開催期間中を通じて使用時の混雑が予想されるため、流水等が必要な食品衛生管理に留意しつつ節水に努め、給水・排水方法を独自に確保すること、使い捨て資材を使うこと、その他洗い物や汚水の排出を低減する工夫をすることが望ましい。

3 周辺施設の使用禁止

- (1) フェスタ会場周辺では、飲用出来ない給水栓等があるので、指定場所以外の給水・排水施設の利用は許可しない。
- (2) 出店者が指定場所以外を利用することは、施設管理者、会場周辺で通常営業する店舗並びに一般利用者等の迷惑になるので、出店に係る利用は絶対に行わないこと。

第12 ゴミ処分、清掃等

1 ゴミの適正処分

- (1) 出店者は、コマの設営・撤去、または実演販売等の際に発生したゴミを分別収集の上、各自が責任を持って会場から持ち帰り、適切に処分を行うこと。
- (2) 会場周辺で、投げ捨てや周辺施設のゴミ箱等への廃棄は、絶対に行わないこと。

2 清掃

出店者は、フェスタの終了後、各自でレンタルした備品等及び出店場所周辺の清掃を必ず行うこと。

第13 その他

この出店要領に定めるもののほか、フェスタの出店に係る必要な事項は、事務局が別に定める。